債権差押命令の申立てをされる方へ

※申立てを行う際には、次のとおり、必要な準備が整っているか確認してください。

香川県内の管轄は 「債権執行事件管轄 一覧」を参照してくだ さい。

◎前提として…

債務者の住所(債務者が法人(会社等)の場合は本店所在地)を管轄する裁判所が 申立書を提出する裁判所です。



各書面の上部余白に

◎提出書類

- □申立書 (表紙・当事者目録・請求債権目録・差押債権目録)
- □執行力のある債務名義(判決、和解調書、公正証書等)の正本と送達証明書(※)
 - ➡ 債務名義が家事審判の場合は、確定証明書(※)も必要
- □収入印紙4,000円(債権者1名、債務者1名、債務名義1通の場合)
- □郵便切手
 - → 必要額については後ページに記載の「債権差押命令申立事件予納郵便切手一覧表」を参照してください。
- □その他の添付書類(発行後3か月以内のもの)
 - 例・当事者が法人の場合は、登記事項証明書
 - ・当事者の住所や氏名が債務名義の記載と現在で異なる場合は、変更前・変更後の繋がり が分かる公文書(住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等)

※予め、債務名義を取得した裁判所等で準備してください。

注意事項

- 申立書の書式や記載例、債務名義に執行文が必要かなど、ここに記載のない事項については、他の裁判所(東京地方裁判所や大阪地方裁判所など)の債権執行のウェブサイトをご覧ください。
- 当事者目録・請求債権目録・差押債権目録については、裁判所の差押命令用にコピーを作成し、1部提出してください。
- 申立て後、裁判所から申立書の内容を確認する場合がありますので、申立書や債務名義等の提出書類をコピーするなどし、控えを取っておいてください。
- 複数の債務名義に基づいて申立てを行う場合は債務名義1通ごとに4,000円の収入印紙が必要になります。
- 債権者または債務者が複数の場合は、債権者または債務者ごとに4,000円の収入印紙が必要になります。
- 登記事項証明書はお近くの法務局で取得してください。
- 住民票や戸籍謄本、戸籍の附票等は該当の市役所等で取得してください。なお、<mark>提出する住民票はマイナンバーの記載のないもの</mark>としてください。
- 第三債務者に対する陳述催告(※)の申立てを行う場合は債権差押命令申立てと同時にしてください。

※「陳述催告」とは、第三債務者に差押債権内容について「陳述書」を提出するよう催告する手続です。その陳述書には、例えば給料の差押えであれば、「債務者を雇っているか、給料はいくらか」等を、預貯金の差押えであれば、「債務者の口座はあるか、残高はいくらか」等を記載するようになっています。

債権差押命令の申立後の主な流れ(債権者用)

債権者(あなた)が行うこと

裁判所が行うこと

申立て

1 債権差押命令

審査の結果、問題がなければ、裁判 所は債権差押命令を発令します。 (債権者による補正が必要な場合 は、補正完了後に発令します。)

2 第三債務者(会社、金融機関等)に送達

第三債務者に「差押命令正本」を送達(※)します。

★第三債務者に「差押命令正本」 が送達されると差押えの効力が生じます。

3 債務者(相手方)に送達

第三債務者が差押命令正本を受け取ったことを確認できたのち、債務者に「差押命令正本」を送達します。

4 債権者(あなた)に送達通知

債務者に「差押命令正本」が送達されると、債権者に「送達通知書」と「差押命令正本」を送付します。

★陳述催告の申立てをしている場合は 陳述書も併せて送付します。

5 取立て

債務者に「差押命令正本」が送達されて1週間(ただし、給与等の差押えで、請求債権に扶養義務等に係る金銭債権が含まれない場合には4週間)が経過すると、債権者は、第三債務者から差押えにかかる債権を取り立てることができます。

- ★ご自分で第三債務者へ直接連絡を取って、支払方法などについて話し合ってください。
- ★振込による入金を希望するときには、債権者が振込手数料を 負担することになります。
- ★債権者は、差押債権額を超えて取り立てることはできません。
- ★第三債務者が法務局に供託した場合は、裁判所が配当等手 続を実施しますので、直接取り立てることはできません。

6 取立届

第三債務者から取立てをした場合 は、定期的に「取立届」を裁判所 に提出しなければなりません。

- ★振込手数料を差し引いた金額 があなたの口座に振り込まれた場 合でも取立届に記載する取立額 は振込手数料を含む金額を記載 してください。
- ★長期間、取立状況に関する書面提出がない場合、差押命令が取り消される可能性があります。

7-1 取立完了届

差押債権の全額を取り立てたときは、「取立完了届」を裁判所に提出してください。

7-2 取下書

①債務者から弁済を受けたとき、②差押債権が存在しなかったとき、③取立ての見込みがないとき等の場合で差押えを維持する必要がなくなったときは、「取下書」を提出してください。

8 債務名義還付申請

取下げ等により事件が終了した場合は、「還付申請書」を 提出して債務名義と送達証 明書等の還付を受けることが できます。



※「送達」とは、法律で決められた方式で書類を交付することをいいます。債権差押命令の場合は通常は郵便で送付しています。

債権差押命令申立事件予納郵便切手一覧表

R 1.1 0.1 高松地方裁判所·丸亀支部·観音寺支部

券種 申立ての種類	500円	140円	94円	10円	5円	2円	合計	 うち申立書に執行費用として計上でき る額	備考
債権・その他財産権差押 命令(陳述催告あり)	5枚	1枚	2枚	1枚	3枚	2枚	2857円分	2857円 (内訳) 第三債務者送達費用1145円 陳述書送付費用519円 債務者送達費用1099円 債権者通知費用94円	転付命令を同時に申 し立てる場合も同様の 組み合わせ
債権・その他財産権差押 命令(陳述催告なし)	4枚	0枚	3枚	0枚	2枚	0枚	2292円分	2292円 (内訳) 第三債務者送達費用1099円 債務者送達費用1099円 債権者通知費用94円	同上
債務者が1名増えるごと に加算する郵券	2枚	0枚	1枚	0枚	1枚	0枚	1099円分	1099円加算	
第三債務者が1名増え るごとに加算する郵券 (陳述催告あり)	3枚	1枚	0枚	1枚	2枚	2枚	1664円分	1664円加算	
第三債務者が1名増え るごとに加算する郵券 (陳述催告なし)	2枚	0枚	1枚	0枚	1枚	0枚	1099円分	1099円加算	

債権執行事件管轄一覧

管轄裁判所	照会先	管轄対象住所	
高松地方裁判所	760-8586 香川県高松市丸の内1-36 民事部債権執行係 し 087-851-1429	 高松市 さぬき市 東かがわ市 (丸亀市の内)綾歌町 木田郡【三木町】 香川郡【直島町】 (綾歌郡の内)綾川町 小豆郡【土庄町 小豆島町】 	
高松地方裁判所 丸亀支部	763-0034 香川県丸亀市大手町3-4-1 民事書記官室 & 0877-23-5280	・ 丸亀市 (綾歌町を除く)・ 坂出市・ 仲多度郡【多度津町・琴平町・まんのう町】・ (綾歌郡の内) 宇多津町・ 善通寺市	債務者の住所は…
高松地方裁判所 観音寺支部	768-0060 香川県観音寺市観音寺町甲2804-1 代表 (0875-25-3467	・観音寺市、三豊市	